

案 件 名：兵庫県再犯防止推進計画（案）

意見募集期間：令和5年3月28日～令和5年4月17日まで

意見等の提出件数：14件（2人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨	(本文1ページ) 「人権を尊重」して支援に取り組むことを明記し、単なる啓発に留まらない積極的、実効的な取組をしてほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 本文2～3ページにある基本理念において、「社会の責任ある一員となるよう支え、見守り、やり直すチャンスが得られる社会としていく」取組を進めることとしており、人権を尊重する主旨を明記しています。 また、本計画に基づき、関係機関が連携し、支援に必要な分野ごとに実効性のある取組を行っていきます。
	(本文1ページ) SDGsの目標のうち「1. 貧困をなくそう」「4. 質の高い教育をみんなに」にも関わりがあるのではないか。	1	「意見を反映」 就労や住居の確保、学校と連携した修学支援等は、SDGsの取組に資することから、ご意見を踏まえ、第1章「1 計画策定の趣旨」の欄に追記します。
第2章 取り組んでいく施策 1 就労と住居の確保支援	(概要2ページ、本文12～14ページ) 刑事施設や少年院における職業訓練が重要であることから、刑事施設や少年院における職業訓練等への協力について、待ちの姿勢ではなく積極的に働きかけを行ってほしい。	1	「今後の取組の参考」 関係機関による会議において、リスキリングも含めて訓練ニーズ等に関する意見交換を行うなど、効果的な職業訓練の実施に向けて連携を図っていきます。
	刑事施設や少年院での職業訓練、リスキリングを積極的に推進してほしい。	1	
	(概要2ページ、本文12ページ) 協力雇用主の新規開拓に力を入れてほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 新規協力雇用主の開拓に努め、保護観察対象者等の雇用基盤整備を促進する旨を本文12ページに記載しています。
2 保健医療・福祉サービスの利用促進	(概要3ページ、本文33ページ) 薬物依存者について、周囲の人は本人に受診させたくても強く介入できない。同行支援や行政・医療福祉従事者が主体となった支援など積極的に支援し、退所後に治療が中断されず、本人の希望を重視せずとも、確実に医療を受けられるよう取り組んでほしい。	1	「今後の取組の参考」 本人の意思に反して受診させることは困難ですが、相談窓口の設置や関係機関との連携、依存症専門医療機関の更なる指定を目指すなどの医療提供体制強化に取り組み、適切な医療を受けやすい環境整備を進めます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3 青少年の非行防止・学校と連携した修学支援等	(本文 39 ページ) 少年鑑別所退所者に対し、県内高校の情報提供にとどまらず、高校に入学できるように支援してほしい。	1	「今後の取組の参考」 少年鑑別所退所者による高校入学を確実なものとするのは困難ですが、矯正施設入所者等が希望する教育を受けられる環境づくりに向け、検討していきます。
	教育を受けられる環境を充実させ、支援を手厚くしてほしい。	1	
	他者とのつながりの構築や社会的孤立の予防に努めてほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 「今後の取組の参考」 これまでから、SNS を活用した悩み相談の充実、地域全体で非行少年を見守る機運の醸成などにより、教育支援や社会的孤立の防止、中途退学の未然防止に対応しています。 引き続き、弁護士会も含めた関係機関と連携し、学校や地域における非行の未然防止や、継続的な学び・進学・復学のための支援を進めていきます。
	兵庫県弁護士会子どもの権利委員会の紹介など、子どもの意見表明を支える支援を行ってほしい。	1	
	連携を必要とする関係機関として「児童相談所」を明記してほしい。	1	
4 犯罪特性に応じた取組と、満期釈放者への包括的な支援への取組	(概要 3 ページ、本文 45 ページ) ストーカー加害者が治療の必要性を理解していないように思う。より積極的な支援が必要で、加害者には治療を受ける義務があると考える。確実な医療支援を行ってほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 ストーカー加害者に対して一律に治療を義務づけることは困難ですが、心理警察官が専門的見地から精神状態の分析評価を行い、必要に応じて精神科医療への受診案内や、受診希望者に対する医療機関との調整などを行っています。
	再犯防止に必要な支援内容は個別の事情によって異なり、出口支援の段階で自分の課題を認識し、その後のフォローアップにつながる仕組みが重要である。 支援内容に、医療だけでなく、「効果的な指導・心理支援の実施」という主旨を盛り込んではどうか。	1	「本文の趣旨に一致」 基本方針に記載しているように、犯罪をした者等の特性に応じて、切れ目なく必要な支援が提供できるよう、個別の事情に応じた取組を進めていきます。
その他	性犯罪被害者に対し、緊急避妊薬の処方、性感染症検査等の支援を積極的に推進してほしい。	1	「その他」 本計画は再犯防止に係る取組を示したものであり、犯罪被害者の支援は、「犯罪被害者等支援条例」に基づき実施しています。